

筮儀^{*}訓釈

今井宇三郎

*内閣文庫所蔵元禄刊本『周易本義』

八卷（林家改正点本）の序例に見ゆ

（一）筮儀訓読

筮儀

地の潔き處を擇びて著（めどぎ）室をつくる。戸（入りぐち）を南にし、牀（とこ）を室の中央に置く。

牀は大約（をほむね）長さ五尺、広さ三尺、太（はなは）だ壁に近づぐることなかれ。

著（めどぎ）五十莖、輶（つつむ）に繡鼎（うす赤の絹）を以てし、貯ふるに帛囊を以てし、これを横（つつばら）中に納めて、牀の北に置く。

横は竹筒、或は堅木、或は布漆（うるし塗りの布）を以てこれをつくる。円徑三寸、著の長さの如くす。半ばを底（そ

こ」となし、半ばを蓋（ふた）となす。下に別に臺をつくりてこれを函いれて、僂たれ休まれざらしむ。

木格を横の南に設く。牀の二分の北に居く。

格は横木板を以てこれをつくる。高さ一尺、長さ牀を竟（わた）る。中に當りて「兩大刻」をなす。相距（さ）ること一尺。「大刻」の西は「三小刻」をなす。相距ること各々五寸ばかり、下に横足を施して、案上に側立す。

香爐一つを格の南、香合（香ばこ）一つを爐の南に置く。日に香を炷（た）き敬を致す。まさに筮せんとするときは、則ち灑さい掃そう（すすぎはらい）拂フシ拭シ（はらいぬぐう）す。硯（すすり）を滌（あら）ひて一たび水を注（い）る。及び筆一つ、墨一つ、黄漆板ワウシツ一つを爐の東に、東上す。筮者、齊潔（心身をきよめものいみする）の衣冠し北面して、手を盥（あら）ひ、香を焚たきて敬を致す。

筮者の北面することは「儀禮」に見えたり。もし人をして筮せしむるときは、則ち主人は香を焚き畢つて、少しく退きて北面して立つ。筮者、進みて牀の前に立ちて少しく西し、南に向ひて命を受く。主人直（ただ）に占ふところのことを述ぶ。筮者、許諾す。主人、右に還りて西に向かひて立つ。筮者、右に還りて北に向かひて立つ。

兩手に横を奉（ささ）げて、蓋（ふた）は格の南爐の北に置きて、善を横より出して、囊ふくろを去り韜（つつ）みを解（と）いて、懷の東に置く。五十策を合せて兩手にこれを執りて、爐上に懸かげず。

此の後に用ふるところの善策の数は、その説並びに「啓蒙」に見えたり。

これに命じて曰く、「爾（なんぢ）の泰筮（立派なうらない）の常あるに假（よ）る。爾の泰筮の常あるに假る。某（それがし）の官姓名、今、某のことを以て云云（しかじか）。未だ可否を知らず。爰（ここに）に疑ふところを神に靈に質（ただ）す。吉凶得失、悔吝憂虞、これ爾神あらば、尚（こひねがは）くは明らかにこれを告げよ」と。乃ち右の手を以て、その一策を取りて、櫝の中に反して、左右の手を以て四十九策を中分して、格の左右の「兩大刻」に置く。

此れ第一營、所謂（いわゆる）分ちて二となして以て兩に象るものなり。

次に左手を以て「左大刻」の策を取りこれ執りて右手を以て「右大刻」の一策を取りて、左手の「小指」の間に掛く。

此れ第二營、いはゆる一を掛けて以て三に象るものなり。

次に右手を以て、四つづつ左手の策を揲（かぞ）ふ。

此れ第三營の半（なかば）、いはゆるこれを揲ふるに四を以てして、以て四時に象るものなり。

次にその餘るところの策、或は一、或は二、或は三、或は四を焯（よ）せて、これ左手の「无名指」の間に拊（はさ）む。

此れ、第四營の半、いはゆる奇（あまり）を拊に焯（よ）せて以て閏に象るものなり。

次に右手を以て、過揲の策を「左大刻」に反へす。遂に「右大刻」の策を取りこれを執りて、左手を以て、四つづつこれを揲ふ。

此れ第三營の半なり。

次にその餘るところの策を帰（よす）ること前の如くにして、これを左手の中指の間に拵む。

此れ第四營の半なり。いはゆる再拵して以て再闘に象るものなり。一變の餘るところの策は、左一つなれば則ち右は必ず三、左二なれば則ち右もまた二、左三なれば右は必ず一なり。左四なれば則ち右もまた四。掛一の策を通じて、五ならざれば則ち九。五は以てその四を一にして奇となす。九は以てその四を兩にして耦となす。奇なるものは三にして耦なるものは一なり。（確率 $\frac{3}{4}$ と $\frac{1}{4}$ ）

次に右手を以て過樸の策を「右大刻」に反へして、左手の一掛二拵の策を合せて、格上の「第一小刻」に置く。

東を以て上となす。後これに放（なら）へ。

これを一變となす。再び両手を以て左右の「大刻」の蓄を取り、これを合す。

或は四十四策、或は四十策。

また四營すること第一變の儀の如くして、その掛拵の策を格上の「第二小刻」に置く。これを二變となす。

二變の餘るところの策は、左一なれば則ち右必ず二。左二なれば則ち右必ず一。左三なれば則ち右必ず四、左四なれば則ち右必ず三。掛一の策を通じて四ならざれば則ち八。四は以てその四を一にして奇となし、八は以てその四を兩にして耦となし、奇耦各々四の二を得たり。（確率各 $\frac{2}{4}$ ）

又、再び左右「大刻」の箸を取りてこれを合す。

或は四十策、或は三十六策、或は三十二策。

また四營すること第二變の儀の如くして、その掛扨の策を格の上の第三の「小刻」に置く。これを三變となす。

三變の餘策は、二變と同じ。

三變、既に畢りて、乃ちその三變得るところの掛扨、過揲の策を視て、その爻を版に画す。

掛扨の数、五・四を奇となし、九・八を耦となす。掛扨三奇にして合せて十三策なれば、則ち過揲三十六策にして「老陽」となし、その画を□となす、いはゆる「重」なり。掛扨、兩奇一耦にして合せて十七策なれば、則ち過揲三十二策にして「少陰」となし、その画を⚊となす、いはゆる「拆」なり。掛扨、兩耦一奇にして合せて二十一策なれば、則ち過揲二十八策にして「少陽」となし、その画を⚋となす。いはゆる「單」なり。掛扨三耦にして合せて二十五策なれば、則ち過揲二十四策にして「老陰」となし、その画を×となす、いはゆる「交」なり。

かくの如くして、三變毎にして「爻」をなす。

第一、第四、第七、第十、第十三、第十六、凡そ六變すること並びに同じ。但だ第三變より以下は、命せられずしてただ四十九著を用ひらるるのみ。第二、第五、第八、第十一、第十四、第十七、凡そ六變することもまた同じ。第三、第

六、第九、第十二、第十五、第十八、凡そ六爻もまた同じ。

凡そ十有八爻して卦を成す。乃ちその卦の「變」を考えて、そのことの吉凶を占なふ。

「卦變」別に図説あり。「啓蒙」に見えたり。

礼畢りて、箸を^コ箱み、これを襲（かさぬ）るに囊を以てし、櫛に入れ蓋を加えて、筆硯・墨版を斂（をさ）めて、再び香を焚き敬を致して退く。

もし人をして筮せしむれば、則ち主人は香を焚き、筮者は揖（えしやく）して退く。

筮儀畢

(二) 筮儀本文

筮儀（朱子『周易本義』林家改正点・元禄刊本・内閣文庫蔵）

擇^テニ地ノ潔キ處ヲ^{ツクル}爲^ニニ蕃室ヲ。南ニレシ戸ヲ置クニ牀ヲ于室ノ中央ニ。

牀^{ヲホ}大約長サ五尺廣サ三尺。母^ニ太ハク近^ツレ壁ニ。

著五十莖。韜ツツムニ以テニ纏帛ヲ。貯ルニ以ニ阜囊ヲ。納メニ之ヲ櫛中ニ。置クニ于ニ牀ノ北ニ。

櫛ハ以テニ竹筒或ハ堅木或ハ布漆ヲ爲ルレ之ヲ。圓徑三寸。如クス著ノ之長サ。半ハヲ爲レ底ト。半ハオ爲ス蓋ト。下ニ別ニ爲リ臺ヲ函シテ之ヲ使ムレ不ラ二偃ト仆レ。

設クニ木格ヲ于ニ櫛ノ南ニ。居クニ牀ノ二分ノ之北ニ。

格ハ以テニ横木板ヲ爲ルレ之ヲ。高サ一尺長サ竟ルレ牀ヲ。當リ中ニ爲ニ兩一大一刻。相距一尺。大一刻ノ之西爲ニ三一小一刻ヲ。相距各五寸許ハカリ。下モニ施ソニ横足ヲ側立スニ案上ニ。

置クニ香爐一ツヲ于ニ格ノ南香合一ツ于ニ爐ノ南ニ。日ニ炷キレ香ヲ致スレ敬ヲ。將ニハレレ筵セト則チ灑掃拂拭ヲ滌テ硯ヲ一タ注レ水ヲ及ヒ筆一ツ墨一ツ黃漆板一ツヲ于ニ爐ノ東ニ東上ス。筵者齊潔衣冠ノ北面盥ツテ手ヲ焚テレ香ヲ致スレ敬ヲ。精謹

筵者ノ北面スルハ見タリ儀禮ニ。若シ使サハレ人ヲ筵セ則チ主人焚キレ香ヲ畢テ少シ退テ北面立ツ。筵者進テ立チニ于ニ牀ノ前ニ少シ西シ南ニ向テ受クレ命ヲ。主人直述フニ所ノレ占フ之事ヲ。筵者許諾ス。主人右ニ還メリテ西ニ向テ立ツ。筵者右ニ還メリテ北ニ向テ立ツ。

兩手奉ササケテレ櫛蓋ヲ置テニ于ニ格ノ南爐ノ北ニ出ソニ著ヲ于ニ櫛ヨリ去リレ囊ヲ解トイテレ韜ヲ置クニ于ニ櫛ノ東ニ。合テニ五十策ヲ兩手ニ執テレ之ヲ熏スニ于ニ爐上ニ。

此ノ後所レ用ル蓄策ノ之數其ノ說並ニ見タリ啓蒙ニ。

命ノ之ニ曰ク。假^{ヨル}ニ爾ノ泰筮ノ有ニレ。常假^ルニ爾ノ泰筮ノ有ニレ常。某^シノ官姓名今以テ某ノ事ヲ云^{シカバ}云。未^タ知^ラニ可否^ヲ爰^{コニクダス}質^ニ所^ヲレ疑^フ于神^ニ于靈^ニ。吉凶得失悔吝憂虞惟^レ爾^チ有^ラハ神尚^{ハクハ}明^{カニ}告^{ヨレ}之^ヲ。乃以テ^ニ右ノ手^ヲ取^テ其ノ一策^ヲ反^{カハシ}于橫^{ノ中}ニ而以^テ左右ノ手^ヲ中分^フニ四十九策^ヲ置^クニ格^ノ之左右ノ兩^一大^一刻^ニ。

此^レ第一營所^一謂^ル分^レテ而爲^ソレ^ニト以^テ象^{トル}兩^ニ者^{ナリ}也。

次^ニ以^テ左ノ手^ヲ取^テ左ノ大^一刻^ノ之策^ヲ一執^テ之^ヲ而以^テ右ノ手^ヲ取^テ右ノ大^一刻^ノ之一^一策^ヲ一掛^ク于左ノ手^ノ之小^一指^ノ間^ニ。

此^レ第二營所^一謂^ル掛^テレ^一ヲ以^象トル三^ニ者^{ナリ}也。

次^ニ以^テ右ノ手^ヲ四^{ツツ}揲^{ハカソフ}ニ左ノ手^ノ之策^ヲ。辨^カ。

此^レ第三營ノ之半所^一謂^ル揲^{フル}ニ之^ヲ以^テ象^ルニ四時^ニ一者^{ナリ}也。

次^ニ歸^ニ其^ノ所^レ餘^ル之策^或ハ一^ツ或^ハ二^ツ或^ハ三^ツ或^ハ四^ツ而扚^{ハサム}ニ之^ヲ左ノ手^ノ无^一名^一指^ノ間^ニ。

此^レ第四營ノ之半所^一謂^ル歸^ニ奇^ヲ于扚^ニ以^テ象^{トル}閏^ニ者^{ナリ}也。

次^ニ以^テ右ノ手^ヲ反^ニ過^一揲^ノ之策^ヲ于左ノ大^一刻^ニ。遂^ニ取^テ右ノ大^一刻^ノ之策^ヲ一執^テ之^ヲ而以^テ左ノ手^ヲ四^{ツツ}揲^{ハカソフ}レ^レ之^ヲ。

此^レ第三營ノ之半。

次ニ歸^{ヨスル}ニ其ノ所ノレ餘ル之策ヲ如ニ以前ノ而扱ム之ヲ左ノ手ノ中一指ノ之間ニ。

此レ第四營ノ之半所一謂再扱ヲ以象ニル再聞ニ一者也。一變所ノレ餘ル之策ハ左一ツナルヤハ則チ右必ス三ナリ左二ナルヤハ則チ右モ亦二左三ナルヤハ則チ右必ス一ナリ左四ナルヤハ則チ右モ亦四。通^ヨニ掛ルレ一ヲ之策ヲ不レ以五ナラ則チ九。五以テ一ニ^ニ其ノ四ヲ一而爲レ奇ト。九ハ以テ兩^ニ其ノ四ヲ一而爲レ耦ト。奇ナル者ノハ三而耦ナル者ノハ一也。

次ニ以テ右ノ手ヲ一反^ヘス過操ノ之策ヲ于右ノ大一刻ニ一而合^セテ左手ノ一掛二扱ノ之策ヲ一置クニ于格上ノ第一ノ小一刻ニ一。以テレ東ヲ爲レ上ト。後放^ヘレ此ニ。

是ヲ爲ニ一變ト一再タヒ以テニ兩手ヲ一取テニ左右大一刻ノ之著^ヨ一合スレ之ヲ。

或ハ四十四策或ハ四十策。

復^ク四營スル^ヲ如ニ第一變ノ之儀^ノ一而置クニ其ノ掛扱ノ之策ヲ于格上ノ第二ノ小一刻ニ一。是ヲ爲スニ一變ト一。

覆掛攻取下明

一變所ノレ餘ル之策左リ一ナルハ則チ右必ス二ツ左二ナルハ則チ右必ス一ツ左三ナルハ則チ右必ス四ツ左四ナルハ則チ右必ス三ツ。通^ヨニ掛ルレ一ヲ之策ヲ一不レハ四ナラ則チ八ツ。四ハ以テ一ニ^ニ其ノ四ヲ一而爲レ奇ト八ハ以テ兩^ニ其ノ四ヲ一而爲レ耦ト。奇耦各得^ク四ノ之二ニ一焉。

又再タヒ取テニ左右大一刻ノ之著^ヨ一合スレ之ヲ。

或ハ四十策或ハ三十六策或ハ三十二策。

復々四營スルヲ如シニ第二變ノ之儀ノ一而置クニ其ノ掛扨ノ之策ヲ于格ノ上ノ第三ノ小一刻ニ一。是ヲ爲スニ三變ト一。

三變ノ餘策與ニ二變一同シ。

三變既ニ畢テ乃チ視テ其ノ三變所ノ得ル掛扨過揲之策ヲ一而畫スニ其ノ交ヲ于版ニ一。

掛扨ノ之數五四ヲ爲レ奇ト九八ヲ爲レ耦ト。掛扨三奇ニ合テ十三策ナレハ則過揲三十六策ニシテ而爲ニ老一陽ト一。其ノ畫爲レ口ト所謂重ナリ也。掛扨兩奇一耦ニ合テ十七策ナレハ則過揲三十二策ニシテ而爲ニ少一陰ト一。其ノ畫爲レ一ト所謂單ナリ也。掛扨兩耦一奇ニ合テ二十一策ナレハ則過揲二十八策ニシテ而爲ニ少陽ト一。其ノ畫爲レ一ト所謂單ナリ也。掛扨三耦ニ合テ二十五策ナレハ則過揲二十四策ニシテ而爲ニ老一陰ト一。其ノ畫爲レXト所謂交ナリ也。

如レ是ノ每ニ三變一而成レ交ヲ。

第一第四第七第十第十三第十六凡ソ六變並ニ同シ。但第三變ヨリ以下ハ不レ命而但用ニ四十九著ヲ一耳。第二第五第八第十一十四第十七凡ソ六變モ亦同シ。第三第六第九第十二第十五第十八凡ソ六變モ亦同シ。

凡ソ十有八變ノ而成スレ卦ヲ。乃チ考ヘテ其ノ卦ノ變ヲ一而占ナリ其ノ事ノ之吉凶ヲ一。

卦一變別ニ有リニ圖說一見タリ啓一蒙ニ一。

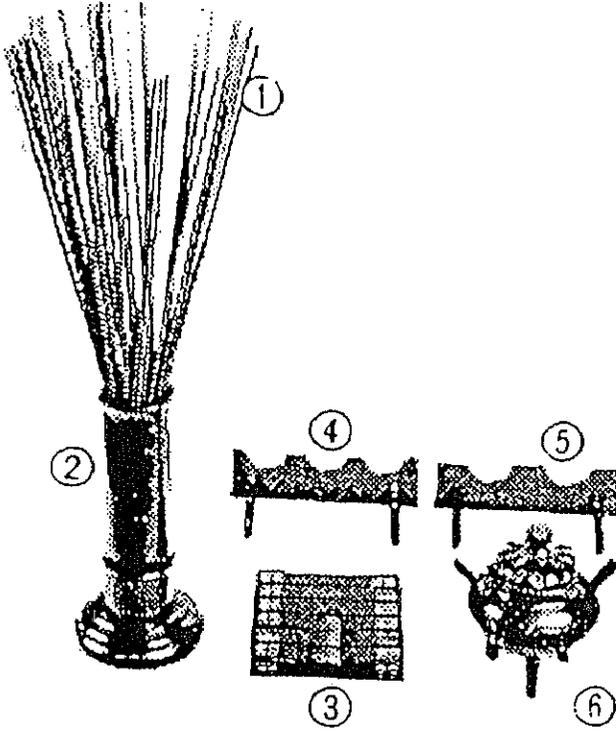
禮畢テ帽レ著レ襲レ之ヲ以シレ囊ヲ入レレ續ニ加ヘテ蓋斂ニ筆硯墨版ヲ一再タヒ焚キレ香ヲ致ソレ敬ヲ而退ソク。

筵儀畢

如シ使シツムルサハレ 人ヲ筵セ則チ主人焚キレ香ヲ揖ニ筵者ヲ一而退ク。

(三) 付図及び説明

付図



- ① 「筮竹」(五十策) 一策の長さは、約三十五センチ余り、左手でも五十策全部を握れるように、握る下の部分を上の部分より少し細くし、上の部分よりやや太く丸く作つてある。
- ② 「筮筒」(めどぎ筒) 五十策の筮竹を容れて倒れない約十センチ余りのめどぎ筒。
- ③ 「算木」(六本) 横の長さ十一センチ、幅二センチ余りの方柱形の「さんぎ」。中央に約二センチの切込みを作り、その面を表にして陰爻を示すに用いる。切込みのない面を表にすれば陽爻を示す。
- ④ 「三小刻」(木格) 横十五センチ、幅一センチ、縦四・五センチの木格に、横九センチ、高さ三センチの脚を両脇に直角に立てたもの、三小刻の横幅は三センチの半月形。「四營」の一・「掛一」を加え、天地人に象る。
- ⑤ 「兩大刻」(木格) 横・幅・縦の大きさは④に同じであり、兩大刻の横幅も三センチの半月形であることは変わらない。「四營」の「分二」により置く筮竹を 天地に象るに用いる。
- ⑥ 「香炉」香をたいて精神の統一を図るために用いる。朱子の「筮儀(本義)」に「爾なんの泰筮(立派な占い)常あるに仮る。某(官姓名)今、某のことを以て云々、未だ可否を知らず。爰こゝに疑ふところを神に靈たまに質す。吉凶得失、悔吝憂虞、惟れ爾、神あらば尚こゝろはくは明らかに之を告げよ」と念ずるとしている。